

まちづくり メールニュース

Vol.308
(R07.02.28)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで ※配信希望も随時受け付けております。

一級建築士、構造・設備設計一級建築士のみなさまへ 定期講習受講をお忘れなく！

★一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、**建築士事務所に所属するすべての建築士は**、登録講習機関が行う定期講習を**3年ごとに受講**しなければなりません。

★構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の定期講習

建築士法の規定により、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた**すべての一級建築士は**、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を**3年ごとに受講**しなければなりません。

【注意】定期講習を期限までに受講しない場合は、行政指導の対象となり、行政指導を受けた後、更に一定期間受講すべき定期講習を受講されない場合には、**建築士法第10条に基づく処分(戒告または2ヶ月間の業務停止処分)の対象となります。**

・詳細及び登録講習実機関のご案内(国土交通省HP)

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000057.html

オンライン講習を実施する登録講習機関もあります。

令和7年度 新規モデル事業(住宅団地再生)募集開始

地域住民等による創意工夫を凝らしたモデル性の高い住宅団地(戸建住宅団地・共同住宅団地)の再生に係る調査・検討や既存ストックの改修工事等の取組に対し、手厚い支援(活動費等は全額補助)を行う「住宅団地再生推進モデル事業」について募集を開始しています。

(※応募及び相談窓口は各市町村となりますので、事業活用検討の際には各市町村へ問い合わせをお願いします。)

https://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000237.html

1) 事業主体

地方公共団体及び以下のいずれかの要件に適合する民間事業者等

- ① 地域再生法に規定する地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等の法人となることを予定している者
- ② ①の者と連携し、住宅団地再生に取り組んでいる者

2) 応募書類の提出方法

令和7年3月11日(火)17時までに、対象となる住宅団地が所在する市区町村の住宅団地再生担当宛てに応募書類一式を電子メールにて提出してください。



「復旧・復興まちづくりサポーター制度第5回連絡会議」を開催しました

前号(vol.307)でお知らせしました「復旧・復興まちづくりサポーター制度第5回連絡会議」を2月12日(水)に開催しました。

本省からは、**復興事前準備**の必要性、計画策定の支援、南海トラフ地震の被害想定地域は復興事前準備が進んでいる状況等について、室蘭工業大学の有村先生からは、復興事前準備により復興まちづくりの着手までの期間が短縮されることにより復興後のまちの水準が向上すること、道内の復興事前準備を進める方法等について、事前復興まちづくり計画を道内で最初に策定中のむかわ町からは、策定するにあたって検討した内容、苦労話等をご紹介いただきました。

会場40名とweb20名あわせて約60名の方々にご参加いただき、改めて**復興事前準備**の必要性を理解する会議となりました。



※当日の会場の様子です。
会場には約40名の方にご参加いただきました。

○北海道開発局に関連するイベント情報等を紹介します！



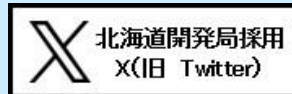
ウポポイ(民族共生象徴空間)の情報は
こちらをチェック！！

北海道開発局 採用情報は
こちらをチェック！！



採用情報

公式SNSでも情報発信中！／



毎号アンケートフォームを作成しています！是非、皆様の感想をお聞かせください。

まちづくりメールニュースアンケート